

サービス約款B

第1章 総則

(目的)

第1条 本約款は、別に定める運営規定によるサービス提供中のサービス利用者傷害見舞金に関し、必要な事項を定めたものです。

2 サービス利用者の傷害に際し、事業主体・サービス提供団体（以下、甲と記す。）は弔意、見舞の意を表し、金品を支給します。

3 本約款は、サービス利用者が利用同意書等を甲に提出したのちに効力を有します。

(傷害見舞金の種類)

第2条 傷害見舞金の種類は、以下のとおりとします。

- ①死亡弔慰金
- ②後遺障害見舞金
- ③入院見舞金
- ④通院見舞金

2 前項については、甲がサービス提供中、急激・偶然・外来の事由での傷害による利用者の死亡・後遺障害、入院及び通院に対して適用します。

(支給の制限)

第3条 次のいずれかに該当する場合は、本規程に基づく傷害見舞金を支給しません。

- ① 利用者等の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
- ② 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）による裏付のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状。ただし、入院見舞金および通院見舞金についてのみ適用します。
- ⑥ 疾病による死亡に対する見舞金を負担することによって被る損害。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ア 労働者災害補償保険法または船員保険法に基づく給付の対象となっている業務上の事由に起因する疾病により死亡した場合
 - イ 甲が製造、販売もしくは貸与する物品または提供する役務に起因する疾病により死亡した場合
 - ウ 甲が製造、販売もしくは貸与する物品または提供する役務を現に利用しているときに疾病により死亡した場合
- ⑦ 利用者等が以下のいずれかに該当する間に生じた事由
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑧ 利用者等の妊娠、出産、早産または流産

⑨ 利用者等に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、甲が傷害見舞金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、傷害見舞金を支払います。

⑩ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑪ ②以外の放射線照射または放射能汚染

(適用範囲)

第4条 本約款は、甲が認めるサービス利用者には適用します。

(届出)

第5条 利用者は、本約款に基づく傷害見舞金を受け取るべき事実が発生したときは、速やかに甲に届出なければなりません。

(書類の提出)

第6条 利用者が本約款の定めるところに従って傷害見舞金を受け取ろうとするときは、所定の書類に必要事項を記入して、甲に提出しなければなりません。

第2章 支給基準および支給額

(死亡弔慰金)

第7条 利用者がサービス提供中に傷害により死亡した場合、その遺族に対して、次に定める弔慰金を支給します。

10万円

(後遺障害見舞金)

第8条 利用者がサービス提供中に傷害を被り、これらが治癒した後に身体に後遺障害が存する場合は、次に定める見舞金を支給します。

10万円

(入院見舞金)

第9条 利用者がサービス提供中に傷害を被り、入院した場合は、次に定める見舞金を支給します。

3万円

(通院見舞金)

第10条 利用者がサービス提供中に傷害を被り、通院した場合は、次に定める見舞金を支給します。

1万円

以上

東京海上日動火災保険株式会社 様

上記の通りサービス約款を定めましたので届け出ます。

令和 年 月 日

甲

事業者・団体

代表者名

印